議会運営委員会理事会記録

平成24年10月30日(火)

杉並区議会

目 次

意見開陳について	3
議会運営委員会申し合わせ事項について	6
その他	
(1) 2020年オリンピック・パラリンピック東京招致PR用ピンバッジに	
ついて	9
(2) 第4回定例会の特別委員会について1	9

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成24年10月30日(火) 午前9時58分~午前11時10分			
場所	第2委員会室			
出席理事	理事富本卓理事大熊昌巳			
(6名)	理事代理 大 槻 城 一 理 事 小 川 宗次郎			
	理事原田あきら理事小松久子			
欠席理事	渡辺富士雄			
理事以外の	議 長 井 口 かづ子			
出席議員				
出席理事者				
事務局職員	事務局次長事務局長 与島正彦 事務取扱区議 和久井 義 久会事務局参事			
	議事係長野澤雅己庶務係長高橋正美			
	庶務係主査 横山淳二 担当係長 小塩尚広			
	議会法務担当係長杉原正朗担当書記上野和貴			

_	2	_
---	---	---

富本理事 これより議会運営委員会理事会を開会する。

本日は、副議長が公務で欠席である。

また、渡辺理事も欠席なので、代理で大槻議員が出席している。

《意見開陳について》

富本理事 まず初めに、意見開陳について。この間も議運で話題になったが、決算特別委員会の意見開陳において、そね議員がネット・みどりの会派意見を述べた後に奥山議員が反対を述べたということで、この前、議運でもさまざま意見が出たが、理事会で協議をしていく内容なので、議題とする。この間もそう話をした。

この前は、一応ネみが持ち帰るという形だったので、改めて小松理事のほうから、この件について何か意見はあるか。

- **小松理事** 持ち帰って話し合って、では、これとして理事会あるいは議運に、うちの会派 の結論として持っていくというようなところには至ってないが、せんだっての議運の中 で出た意見は真摯に受けとめ、今後再検討する必要があるかもしれないというところで 合意はしている。
- **富本理事** 極めて政治家的答弁だったが。再検討ということで、どうこうするという結論 まではいっていないのか。
- **小松理事** 結論まではいっていない。あの場合は、そね議員が、1人は反対であるという ことをちゃんと述べたので、それ以上必要なかったのかもしれないというような声をか なり重くは受けとめた。
- **富本理事** よくわからないところもあるが、この前の議員研修会で廣瀬講師も、そのようなことはあり得ないだろうと言っていた。これは1人の学識の意見なので、それがどうということはないが、そういう意見もこの間の研修会であったが、どうか。ルール化したらどうだ、申し合わせをしたらどうだという意見もあったし、そこまでやることなくて、自主的に判断をある程度きちっとしていただきたいということもあったが、きょうの段階では、ネみのほうもどうするというところまではまだ決まってないようだが、何か意見はあるか。とりあえず返事をいただくということで、この間は終わっていた。
- **小松理事** 今後決算や予算、また、そのときそのときでどうなるかわからないし、今から そういうことを決めておくのもどうか、というようなこともあり……。
- **富本理事** もちろん賛否が分かれることは会派内ではあり得ると思う。ただ、そのときに どういう発表の仕方をするかということに関しては、それは別にネだけの問題ではなく、

議会の中のすべての人にかかわる問題である。これは今後の仮定の話ということではなくて、現実にたびたび起きている問題なので、我が会派でもそういうことはあったが、そういうときは、私どもはずっと言ってきた経緯で、意見が違う人はそれを言うが、そのときは会派を離脱するということが決まっていた話なので、もちろんそういうことは政治的局面では必ずあるものである。それから、発言を制限しきれないということはあるが、一定の、歯止めという日本語がいいかわからないが、やはり基準というか、良識の線はある程度確認をしたほうがいいということで、この間議運でも意見が出て、ネみ以外の方はほぼそういう意見であったかと思っている。そういう中でネみが持ち帰って考えるということだったので、何日か日を置いてきょうの議題にしいるわけで、今後また理事会、議運等でも話し合ってくテーマだが、どうなのか。

- **小川理事** 前々回の議運で、ネみ以外はおかしいという形で、繰り返しになるが、意見開陳等々のところで、だれだれは賛成、だれだれは反対と言えるので、それで十分であって、その時々の判断と言われると大変困る。余りしたくはない方法だが、ある程度多数決等で、やっていいかやらないかということを結論づけたほうが、やったときに毎回この議論が繰り返し出てくるので、そうせざるを得ない。
- 原田理事 私としては、この間も言ったように、ルール化というのは特に必要がないのではないのか。なるべくそういうルールというのは、ないほうがいいという立場だったので、きょうお聞きしたら、そのときそのときなんていう発言もあったが、とりあえず前回を振り返ったところで、そね議員が意見を言ったのでそれで終わらせるべきだったという結論には至ったということなので、それが繰り返されるということはないと見越して、それでいいのではないかと思っている。
- **富本理事** いろいろな方法がある。1つは退席をするという形で消極的反対というか、反対の意思を示すという方法で、これは過去にもうちの区議会でも私も何度か見たことがある。

それと、この間出ていたのは、意見開陳の中で、賛成が例えば4人で反対が1人いたら、反対の人の理由も一応簡単には述べるという、あのときはそね議員だったが、意見開陳者が、だれだれがこういう理由をもってこの部分で反対だというような意見がたしか、ルールとまではいかないが、そういう方法がいいという意見があったと思う。

あとは、会派の多数の意見しか言わないというのもあった。賛成4なら賛成の意見だけ言って、あとは退席もしなくてただ立つというようなこともあるけれども、その辺は、小松理事たちは、時と場合でこれからわからないが、ということで、例えば何個かいろいるな方法論があったと思う。それについては、どうしようとまでは話は決めなかった

ということか。

小松理事 だから、それらの方法があるということだが、うちはこうしようという結論に 至らなかったという意味なのであって、そのときそのときというようなニュアンスに受 け取られたようだが、毎回そのときそのときで判断しようという意味で言ったのではな く、賛否はそのときそのときで、今からまた分かれると決まっているわけでは全くない し、そういう意味で申し上げた。

退席するか、あの場合はそね議員が反対とだけ言って理由も何も述べなかったので、 その中で言ってもよかったという、どちらかといえばその意見が強かった。

富本理事 それは常識的には相当みっともないというか、会派として維持されていることに関しては、相当違和感のある話であることは事実である。それは、この間言ってた人たちの意見としては、本来はあり得なくて、そうなれば会派は別になるのが、特に議案に重さ軽さはないとはいえども、一応、人事とか予算、決算というものはやはり大きい問題だから、そういう問題についてそういう態度をとるのは、この間の研修会でもそうだったが、会派というものを構成してどうなのかということが横たわっている問題ではあるということも一応申し添えておく必要があると思う。

だれだってルール化はなるべくしないほうがいいわけで、ルール化をしない中で、何とか大人の知恵で議会の運営というのはされてきているわけで、ただ、またそのときそのときで変わって、そのときその人の事情でまたやるようなことがあると、大多数の方の共通項とずれているということになると、そこを是正するには1つのルールというものを決めざるを得なくなるということはあると思う。それでこの話がずっと出ている。

きょうは、これ以上話をしても多分平行線だと思うので、この問題については、また理事会、議運でも取り上げていくことになる。一応きょうは、ネみのこの間持ち帰った意見としてはそういう状況だったと。それから、小川理事、原田理事からも意見があり、各会派でも、このことについてはどうしていくかということはもう一度お考えいただいて、別にネみに、抜き打ち的に何かやろうとか、理事会の座長としても委員長としてもやる気はないので、きちっと事前に話をしていくが、皆さんの意見も聞きながら、どういう結論になるか、ルールを決めるかどうかわからないが、話をしていきたいと思うので、ご理解いただきたい。

一応持ち帰りとなるが、それでよろしいか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

富本理事では、そういう形でよろしくお願いをする。

《議会運営委員会申し合わせ事項について》

富本理事 続いて、今のことにも若干関連するが、申し合わせ事項についてである。今まで議会にはさまざま申し合わせがあった。議運で決めたり、また時の幹事長会で決めたりしてきたものを、今、議会基本条例をつくっており、それとも関係するので、私のほうからも事務局にお願いして、今ある慣例や申し合わせを改めて見詰め直してみて、時代に合わないものは変えていく必要もある等々ということで作成した。

8月27日の理事会でまずお配りしており、目を通していると思うが、とりあえず事務 局のほうでまとめた骨子案をもとに、これを一応検討もしていきたいと思う。それから、 読んでいただいた中で、新たにこれは申し合わせとしてやったらいいのではないかとい うことがあれば、加えていきたいと思う。きょう全部やるというわけではないが、一応 ある程度の区切りのいいところまでみていきたいと思うので、よろしくお願いをする。

では、まず第1の本会議のところ。「開会前の議長の発言 議長が開会前に一言言う場合は、予め理事会で報告をする。」

これはどういう例があるのか。

- **議事係主査** 前回1定か2定でもあったが、傍聴者のほうから要望があり、議長が一言申 し上げたいということがあった。そういった例がある。
- **富本理事** ちょっと戻って申しわけないが、これは一応申し合わせを確認して、理事会で 了承したら、事務局としてはどのような形にしたいということか。
- 議事係主査 了承いただいたものについて、全部改めてまとめ直し、説明も書いた上で、 1つのルールブックみたいな冊子にして皆さんにお配りしたいと考えている。
- **富本理事** 新しい議員が入ってきた場合にも、そういうものにしていきたいということで。 うちの場合は今までそういうまとめがなかった。みんなの記憶とかそういうことでやっ ていた。練馬区は既にそういうものがきちっと整備をされているので、それに倣ってと いうこと。

これは今のような例だが、特段問題ないが、いかがか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

富本理事 では、次。「開会前のあいさつ 開会前の挨拶は、予め議長に申し出て、許可をもらう」これはご葬儀があったときとかの話。これも今まで慣例でやっているので、 当然、議長には許可を得てもらわないと、いきなり来てしゃべるわけにいかない。これもよろしいか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

富本理事 「本会議開会前、本人の希望があった場合に、事務局から議会運営委員会で報

告」これは同じ話。

富本理事 これは本人の「希望があった場合」ってどういう意味か。

議会事務局次長 多分、監査委員の選任のときに前に発言することがある。

富本理事 あれは希望がない場合はやってないのか。議運には言ってないと。

議会事務局次長 議運には言っている。この間も監査委員の選任があった後……

議事係主査 それはその次に出てくる。これはあくまで、今言った葬儀の関係であるとか、 そういったときのやり方である。

富本理事 でも、これは別に本人の希望がなくても議運には報告してもらったほうがいい。 本人の希望をとるような問題ではないと思う。

では、「本人の希望があった場合に」というのは消す。あらかじめ許可をもらって、それを議会運営委員会で報告をいただくということでよろしいか。別にそんなに問題があることではないので。

次、「本人は、開会前に議長の指名により、議場で登壇して挨拶を行う。」これはそのとおり。これも別に問題ない。

それから「副区長、教育長、代表監査等、議案により選任した理事者は、次の定例会の開会前に挨拶を行う。(慣例)」これはすべてやっているか。

議会事務局次長 選挙管理委員はやってない。

議事係主査 選挙管理委員は別。議案でやっているわけではない。

ただ、ここでちょっと問題として挙げたいのが、議場出席者以外の方もあいさつして いるというところで、これはそのまま続けていいのかどうか。

富本理事 どういう意味か。具体的な例は。

議事係主査 例えば、副区長とか教育長は議場に出席しており、教育委員は議場に出席しているわけではないが、これまで、新任のあいさつはしているというところで、そういう分けは必要ないか。それとも、これまでの慣例どおり続けていくかどうかというとこである。

富本理事 これは何かあるか。今までは教育委員もみんなやっている、選管以外。

これは日本語で「理事者」というのは正しいか。そういう人も理事者という形でいいのか。

議事係主査確認する。

富本理事 これは今までやっているから今までどおりのやり方でいいということで、特段 増やす、減らす必要はないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

富本理事 では、今までの方法をちゃんと書くということで、よろしくお願いする。

次、「議事日程」。「会期の決定、請陳付託、特別委員会活動報告も議事日程に記載 する。」これはどういう意味か。

議事係主査 これまでは、例えば初日であれば、「一般質問」とだけ記載していたが、22 年の幹事長会、議運のほうで、議会で決定していくものについてはすべて書くと取り決め、現在は会期の決定や請願陳情の付託なども記載するようになったということ。

富本理事 これも別によろしいか。特に問題なし。

次、「議場 バッヂの着用」バッジは、本当は正しい名称は「議員記章」という。 「議員記章の着用厳守と会議中の電話の取り次ぎ自粛。」これは、現状、バッジをして ない方もいる。それから、電話の取り次ぎは実施されているのか。

議事係主査 あらかじめ言われているものであるとか重要なものについては取り次ぎを行ったというケースはある。

富本理事 自粛になるほど、よっぽど昔は電話が頻繁にかかってきたのではないかと思う。 これはいかが。

記章の着用については何か会議規則で書いてあるのか。

議会事務局次長 たしか本会議場に入るときは着けると。

小川理事 ないのではないか。

富本理事 国会議員であっても、国会は着けてないと入れないのは、昔問題になった。

小川理事 記章の着用は、会派で意見が分かれるところだが、私個人的には要らない。

あと、電話の取り次ぎの自粛も、こういった申し合わせ事項に、今どきこういうのは 載せる必要はない。常識の範囲内でよい。これは昭和60年なので、携帯電話とか普及し ていない。今は携帯で、本会議中等、よっぽどでない限り電話は出ないのが当たり前と いうことで、この議場については省いてもいいと思う。

富本理事 新たな問題としては、携帯電話の時代になっているので、国会等でも携帯電話 を見て法務大臣がいろいろ言われていたことがあるので、正直私もメールなど来て見た ことあるが、その辺を新たに申し合わせをするかという問題も一応は存在するのかとい うことがある。マナーモードにしろとかそういうことを含めて。

小川理事 そこまで書く必要は……

議会事務局次長 去年、傍聴席から、議員がメールをやっているところの写真を撮られて、 それをこちらに送られてきたという事実はある。

富本理事 別にきょう決めなくてもいいので、これはそういう問題がある。

それから記章についても、ここには申し合わせで着用の厳守ということで、その当時

から多分バッジをつけることに抵抗感のある方がいて、ルール化まではいってないと思う。国会とかみたいに厳しくルール化までしてなくてやっているということがあり、これはとりあえずきょうのところは保留ということで、記章の問題と電話関係、メール、携帯電話含め、今の時代に合ったやり方でどうしていけばいいのかということは、いろいろとまた会派でご判断いただければと思う。

- 議会事務局長 携帯とかメールについては、傍聴席から撮られたなど何となく否定的にとられがちだが、携帯の進化によって、議員の方は、スマホにしても、議会活動にむしろ役立てるような検索機能というか、あれをむしろ前向きに活用するという視点もあろうかと思うので、何か否定的に結論づけていくのは、ちょっと慎重なほうがいいかという気はする。
- **富本理事** 確かに私も、皆さんが発言する中で、国語辞典をたまに使って、単語を言ったときにどういう意味かと思って調べたりすることもあるし、ちょっと前には、パソコンの持ち込みをどうするかということもあった。ただ、あのときはたしかカシャカシャ音がするからどうかということで、結局パソコンの持ち込みまでは、委員会、本会議でも、そのときは認められてない。それから理事者の方でも、あれは辞典なのか何なのかというので某部長が疑惑の目で見られていたが、そういう例もあって、今の局長の提案も含めて、またいろいろご意見をいただきたいと思う。
- 大槻理事代理 今、時計を持ってない方も随分増えている。携帯が時計がわりになっている。議場にも時計あるが、目の悪い方含めて、手元の携帯で、例えば質問30分近くやっているなとかチェックしている人もいると思うので、先ほど事務局長の話もあったが、時代の変化とともに、携帯がいろいろ実際にプラスにもなっている面もあるということは申し添えておきたい。
- **富本理事** 実際問題、例えば親族の病気なんかがあって、携帯電話がかかってくる場合もあるから、すべては否定できないが、そういうことも含めて、総合的に皆さんにまたご判断いただき、この書き方は何となく昭和のにおいがするので、決まったのも昭和なので、その辺含めて、記章と電話関係、それからPC関係は、もう一度会派の中でご議論いただければと思う。

次、「番号及び氏名票(席札) 本会議のみ立てる。議長のものは開会前に立ててお く。議場での委員会、全員協議会の際は立てない。」これはそのとおりやっているので、 別にそれがどうということはない。これは特段問題ない。

続いて「議案 議案に対しての発言通告の暇がない場合のみ議場にて『ほかに質疑 (意見) はありませんか。』の取扱いとする。」これは、すべてしているわけではない のか。

議事係主査 発言通告は2日前までなので、2日以前に出された議案については発言通告 でお知らせいただく。当日であるとか1日前に出されたものは、発言通告の2日前というのができないので、当日、議長のほうから「ほかに質疑はございませんか」ということを言うという決めで平成12年の1定から、どこで決まったというのは載っていなかったが、おそらく幹事長会とかでそのようにしたのではないかと思う。

富本理事 実際問題、発言通告は2日前だが、最近聞くところでは、発言通告が終わって から言いたいというような申し出があったりする場合が出ているか。

議事係主査 それはない。

富本理事 でも、ゼロでもないのでは。

議事係主査 委員会のほうで、委員外議員として発言をされるという場合、そういったケースも中にはある。

富本理事 委員会のときは発言通告は出さないのでは。委員外発言、申し出で出するのか。 これは本会議の申し合わせだから、本会議においては一応……

議事係主査 今のところルールは守られているかと思う。

富本理事では、これはこのままで別に問題はないということか。

あと、追加議案なんかの場合があって、発言通告云々もなくてその場で人事案件なん かやらざるを得ないから、これは聞くということ。

では、これもよろしいか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

富本理事 それから、「議運決定議案は、事務局作成。会派等から出す議案は、議員印刷。」ということだが、これはこれでよろしいか。

では、次。「提出者の順番は、委員会の場合は正副委員長の次に議席順に記載。提出 者全員(賛同者)の場合は、交渉会派幹事長の次に会派順議席順で非交渉会派は幹事長 が先。」これも今そうやっている。では、これも確認でよろしいか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

富本理事 「請願・陳情審査に伴う意見書の提出について、今までどおり委員を提出者とする議員提出議案として提出するか、自治法・会議規則の改正を受けて委員会提出議案として提出するのかは各委員会の判断とすることを確認」これはこのとおりで。議案によって委員会提出議案か議提でやるかということで、そのたびそのたびに対応は分かれてるが、これは何か意味があるのか。大槻委員長のときもあったが。別にどっちかに統一するというのもないようなので、このままでいいのか。

議事係主査 特に何も問題はないかと思う。

議会事務局次長 自治法改正があって、委員会提出議案というのができた。

富本理事 あと、名前が全員載るか、委員長だけか。

大槻理事代理 全員載っていいというのはそうするし、中には載りたくないという意見が あるときには委員会提出にするということがある。

富本理事 政治的判断が伴っている。これは今もそうやっているので、特段問題ないということで、委員会で決めることとしてこれまでどおりとする。

ここで課題。「議長は提案者となるのか→派遣以外は提案者なっている」ここは線が 引いてあるが、これはどういうことか。

- 議事係主査 議員の派遣という議案があるが、これについては議長は今まで提案者になっていない。そのほかの、賛同者を募ってやるものとかについては、議長が提案者の中に含まれているというところがあり、ここら辺の分けが明確ではない。なぜ派遣だけ議長が入らないのかというところが、疑問が残っているが、調べても、わざわざ派遣のものを議長を抜くという意味がわからなかったので、課題として挙げてみた。
- **富本理事** 派遣は議長が最後許可する。許可する人が自分で書類を出して自分で許可する のは変だということではないか。これは逆にどうすればいいか。何か案はあるか。
- **議事係主査** 今のように最終的に議長が承認するということで理屈がつくのであれば、これまでどおり派遣については、議長は提案者とならない、そのほかの議案についてはそれに応じて提案者にするという分けができれば、それで問題ないと考えられる。
- **富本理事** それから、議長が提案者になることは別に問題はないのか。中立性とかそういうことからはどうなのか。議案の提案者になることは別に問題ない。最終的には議長が可否同数で判断しなければいけない立場だが、提案者になることは別にどうということはないのか。——それは別に問題ないということで、では、これは「課題」と書いてあることを再度確認すればいい。

議事係主査 ここで決定するのであれば、今後はそのようにする。

富本理事 どうか、今までどおりと変わりはないということで、派遣は議長が許可するからということで、別にきょう決めるという話ではないので、皆さんの了承したものはきょう決めていくが、ちょっとでも疑問があって会派で考えたいということであれば、持ち帰っても構わない。よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 では、これはこういうことにするということで決定する。

原田理事 請願・陳情審査に伴う意見書の提出については、平成19年に地方自治法が改定

されて、委員会提出議案というのができた。それ以降起きた現象としては、意見書の提出というのは杉並区議会では全会一致規定のもとに出してきていた慣例がある。ところが、請願・陳情の採択にかかわったものについては、意見書の提出というものが、全会一致を見ずにかなり賛否が分かれた状態で提出されることがある。請願・陳情を経たとしても、その中でそれを受けて意見書を出そうかという議論があったが、全会一致を見なかったので出せなかったという区議会の決定というものも判断として示すということはできるかと思う。この間のオリンピック招致決議なんかがそうだが、さてこの問題は、なかなか放置しておくわけにはいかないと考えている。

富本理事 何を放置してはいけないのか。要するに今のルールでいうと、旧幹事長会、今では理事会だが、こちら経由のものは、これまでの杉並の慣例としては全会一致が原則で、委員会から上がってくるものに関してはそうではないということで、今やっている。それで、オリンピックはたまたまそういうことであったということで、原田理事は現状の中で何をどうしたいのか。

原田理事 議会として決議を上げる際に、実際に今、町会で署名が出回ってしまったり、 我々の税金も少なからず投入されることになるわけで。

富本理事 オリンピックがどうとかいうことではなく、では、あなたはその規定をどうすればいいかということ。全部を全会一致にしろということか。

原田理事やはり意見書の提出というのは全会一致に。

富本理事 議運ルートはそうで、今はそうやっているけれども、委員会のものも全部全会 一致の原則をとれというのが主張か。

原田理事 ということが大事なのではないかと思うが、どうか。

議会事務局次長 資料2ページの下のほうに「○意見書、決議」というのがあって、平成 9年に申し合わせで、委員会で決定できるもの、これは採決をして出すものと、昔の幹 事長会、今の理事会では全会一致となったものを提出するということで、平成9年に一 応こういう形での申し合わせがある。それをきょうまたここで確認いただければという ことで、後で出る議題ではある。

富本理事 では、今の問題は次のところで。

とりあえず議案の今のところまではよろしいか。

続いて「会期 会期についても議運で審査し、本会議において、議運の委員長報告を 行う。」これは、新ルールによって、本会議の日程等について意見を本会議で言うのは 余り好ましいことでもないということで、議運の中で審査をしたところで、意見がある 場合は議運で言って、それを委員長報告でも言うべきであろうということで、理事会で 了承を得たので、これも今やっていることなので、よろしいか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

富本理事 では、そのような形で行う。議案のような扱いでやるということ。

続いて「会議記録署名議員 新生議会で決定した議席番号で4年間行う。議席番号1番から昇順、48番から降順で計2名指名。選挙の立会人の指名もカウントされる。」ということで、議席が移動された場合でも、一番最初の番号でやろうということで決まっている。今の並び順と変わっているが、これも特段問題はないか。

- **小川理事** てっきり書いてあると思ったが、選挙立会人の場合は、同一会派内は避けて、 次の議席番号にするということが確認をされていたと思うが、それも書いておいたほう がよろしいと思う。
- **富本理事** それはそうしたほうがいいと思う。選挙の公平性からいえば、同じ会派の人ではないほうがいい。では、これは今、小川理事の提案を受けて、それを追加することでよろしいか。これは本会議もそうか。一般的にそうしたほうがいいか。——では、同一会派の人が2名の場合は、それを避けるということとする。

会派の構成が変わったりした場合に、知らぬ間に番号が来ているというときがあるので、最初の並びだったらそういうことは余りないのかもしれない。では、そういうことでよろしくお願いをする。

「記録署名議員が不在の場合は次の議席番号の議員が指名されるが、飛ばされた議員 は次回以降戻る。」要は、その日たまたま欠席だったが、次の日来たらまた次の日にな ると、そういう意味。

- 小川理事 前から疑問に思っていたが、例えば本会議が5日間あって、3日目欠席してしまったという場合は、次の人がなる。2名なので。そうすると、当初の記録署名議員の人は、それで終わりでいいのか。一度記録署名議員をかえなければいけない。席順でいうと、例えば原田議員が休んで小松議員に行く。そうすると、小松議員を指名したので、4日目、5日目も小松議員が署名議員になる。そうすると、原田議員は記録署名議員を2日やったけれども、それでもう役割は終わりなのかどうか。前からこれ聞きたかった。
- 議会事務局次長 取り扱いとしては、もし3日目からかわったのであれば、3日目になった人が最終日まで記録署名議員になるという形で、今取り扱いをしている。当初の人は2日目で終わり。
- **富本理事** これは「飛ばされた」というのは変なので、もうちょっとうまい日本語をお願いする。

私、最初に議長をやったとき記録署名議員になった。議長になったら、次の番号は藤

原一男さん。だから、私がずっとやっていて議長に指名されて、私が記録署名議員になれないので、新たに藤原一男さんを指名して、藤原一男さんはものの何秒で終わったという、そんな例を覚えている。

では、そこは小川理事の意見を入れて直していただきたい。

次、「一般質問 質問時間は再質問を含め、概ね30分程度。」これはよろしいか。

「質問時間確認の目安として、演壇に時計を置く」これもよろしいか。この時計の効果はどうか。私は代表質問しかやってないので、時計がなかったが、やられた方は結構見やすいか、どうか。

小松理事 便利である。

富本理事 では、これは確認で、よろしくお願いする。

次、決め方。「質問順位1番と最終を希望する議員が複数の場合はくじ引きによる抽選。代理は認めない。」最終を希望する議員も複数というのは、5時に来たということか。そういう意味で書いているということか。

議会事務局次長 最終日5時間際に来られて最後を希望される方が複数いる場合があるので、最後も抽選ということで。希望されなくて、その前でいいという場合は、そのように取り扱っている。

富本理事 現状でも最終を希望する方が複数の場合はあるのか。

議会事務局次長 ある。

富本理事 では、これは今もこのとおりやっているので。これは二度抽選。

議会事務局次長 はい。抽選の仕方は、来た順番に仮抽選をして、その順番で本抽選を引くというやり方。

富本理事 それは書かなくていいのか。

議会事務局次長 一般的にくじを引くときは2回やっている。

富本理事 では、今やっていることなので、これも別に問題はない。

「通告は質問者本人が行う。」意味がよくわからないが、昔はあったのか、本人以外 が通告することが。

原田理事 会派の場合はそういうことがあるのでは。

議事係長 本人がどうしても都合が悪いからかわりにというような話があったことはある。

富本理事 その日ちょっと行けないから通告しておいてと、だれかにかわりに紙書いておいてという場合があったわけか。

原田理事 同じ会派の中で、意見を言う人じゃない人が出しても別にいいのかと思ったり もするが。何か問題があるのか。 **富本理事** 一般質問は議員に与えられている権利だから、そういう扱いである。

議会事務局次長 はい。いけないという決めはないが、議員個人が区政一般について質問 するということなので、こういうルールになっている。

あと、事務的には、通告されてすぐにいろいろと話があるので、何日もいないような ことになるとちょっと……。

富本理事 では、これはよろしいか、今もそうなので。

[「はい」と呼ぶ者あり]

富本理事 次「『区政一般について』という項目は認めない」これも理事者のほうが困る。 それから「一般質問通告の訂正は、通告締切後は認めない。ただし、締め切り前にあっては、一部取り消しの場合を除き、一旦通告を取下げ、新たに通告し直すものとする。」今もこれでやっている。これは比較的新しいルール。これは順番も変わるのか。 そういう例は見たことはあるけれども、これはこうしている理由は何かあったのか。どなたか記憶のある方は。

議会事務局次長 多分、昔は修正を認めなかった。それを一部修正を認めるようにしたので、こういう書き方になったのではないかと。

富本理事 逆にちょっと緩和されたということか。

議会事務局次長 昔は、項目を1個消すと出し直しで、順番全部変わるという取り扱いをしていた。

富本理事 では、今はこれでやっているので、よろしいか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

富本理事 あと、今、傍聴者に紙を出せる。希望すれば、私の項目をもうちょっと詳しく書くという紙ができている。あれはできる規定で追加したほうがいい。一般質問で傍聴者に対する説明書類を出すことができるということで、書式が決まっているので、それも新たに加えることとする。

次、「代表質問 交渉会派順に質問」交渉会派順という言い方でいいのか。慣例により多数会派順ではないか。代表質問は交渉会派しかできないから。「多数交渉会派順に 質問」とする。

小川理事 意見開陳のことは後から出てきてない。

富本理事 委員会のところで出てくる。

小川理事 予算、決算の意見開陳の申し送り事項は今までなかったということで。

富本理事 5ページに予特、決特のことが書いてある。そこに意見開陳の項目はない。

小川理事 私が言いたいのは、今、予算、決算の場合は、基本的には議運か何かで了解を

得て多数会派順にやる。その後、ほかに意見があるかということになる。それはそれでいいのだが、代表質問については時間制限なしと書いてあるが、この申し送り事項かどうかは定かではないが、意見開陳も当然多数会派順にやるという申し送り事項なので、それはある程度かんがみたほうが私はよろしいと思うので、会派に持ち帰って議論していただきたい。

- **富本理事** 予決特の意見開陳があるが、それについては多数会派順ということは書いていない。それから交渉会派で一たん区切ることは書いてないから、それはやっていることがルール。それと時間のこともか。
- 小川理事 代表質問についても、別に時間制限してもいいと思っている、会派順に。だから、意見開陳もぜひともそういうふうにすべきと思っているので、例えば、うちは20分と、それで構わないので、意見開陳についてもそういうことを申し送り事項としてやっていただきたいと思うので、今後議論していきたい。
- **富本理事** 今回の決めでどうするかは、まとまればという話だが、一応小川理事のほうから、代表質問、予決特の意見開陳についても時間制限というか、時間の考え方を導入してもいいのではという提案があったので、これは会派内でまたご議論いただきたい。

私も意見開陳は実は提案したことがある。十四、五人いる会派が20分でやっているのに、1人の人が40分とかやるというのはちょっと道理に反している。それから、正直言えば、賛成、反対と言えば終わる話なので、そこはうまく常識的な線でまとめていただければと思う。そのとき提案したときも、例えば1人の方は5分でやれということは言わないが、ちょっと常識の範囲でやってもらえないのかと言ったら、すかさずある方が反対を表明した記憶もある。一応そういうことは問題提起としてあったので、話をしておく。きょうはそれを決めるわけではないが、改めて、代表質問は多数交渉会派順に質問ということ。多数という書き方がいいのかどうかわからないが、同じ場合だと取り決めがある。早くできた会派順とか。

それから時間制限はないということが慣例。これはとりあえずよろしいか。で、この件については問題提起があったということで。

次、「議席 会派毎の枠組み方法とする。」「会派の異動があった場合は、その都度 幹事長会(理事会)で協議→協議後変更」ということでやっている。

これは小川理事、何かあるか。最初決めるときなど。新生議会で決めるとき何かあったと記憶している。

小川理事 それは、今までは多数会派順にウイングが右から左にいっていたが、今後はそ ういうことは一切ないということは確認はしている。別にここに書かなくても結構。 **富本理事** 自民党系が右とか、今はなくなったということ。では、これはこれ以上でもこれ以下でもない。では、よろしいか。

次、「資料の使用 発言時に資料の提示を行う場合は、議長(委員長)の許可を受ける。」今もこれでやっているので、特段問題ないと思うが何かあるか。よろしいか。

次、「議提議案の付託 原則付託。議運付託の場合は、特別委員会初日の午後に開催。」これは今新ルールでそうなったので、これも特段問題ない。

次、「議員全員による提出の場合は、付託を省略する。」別に議員全員なので、議論 の余地がないということで、これはこの前決めた。これもよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事ただ、議提の番号は早い順で決めている。早く出した順に決めているのか。

「委員長報告 会派の意見が割れた場合の意見開陳は、記載しない。」これはこの前決めたこと。すぐろ議員が委員長のときの件が、この間あった。ネみは、ネットは賛成、みどりは反対みたいなことを言った。それは委員長報告で言うのはおかしいということで、今は載せないという形になった。実際どういう運用をしているか。

- 議事係主査 委員会の場での意見開陳で、会派の意見が分かれたものについては、本会議 での委員長報告には全くその会派の意見は載せないという形で運用している。
- **原田理事** 賛成の意見だが、会派の中で反対もいたという場合がある。そのときは賛成意見は載せるということではないのか。
- **議事係主査** はい。賛成何人、反対何人ということで、賛成が多かったとしても、分かれているということで載せないという運用に今現在はしている。
- **原田理事** 賛成、反対とどっちも言われても困るということで載せなくなって、意見を付 して本会議場で終わるというのが今までの実態か。
- **富本理事** 分かれたときだけ、だれだれが賛成でだれが反対というのは、例えばうちの会派でもだれだれとだれ、だれ、全員が賛成だけれども、名前を言うとか、あれは会派名で言っていること。そういうところでも不公平感が出るという話もあったので、そういう形になっている。
- **原田理事** この間、それで議場で意見を言って、多分その会派の賛否については明らかに されたと思うので、それを含めて、これでいいと思う。
- 富本理事では、これはこのままで、この間決めたルールでよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 次、「意見書、決議 意見書、決議は、委員会での決定によるものと、幹事長 会(理事会)で全会一致となったものを提出することができる。原則、委員会で了承さ

れている事項なので、委員会付託を省略する。」これは先ほどの話。これはよろしいか。 次、「傍聴 傍聴者の拍手は禁止」これはこの間決まった。「ユーストリーム等動画 同時配信を希望する場合は、別途申込書の提出をお願いする。」これもこの前決まった これもよろしいか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

- **富本理事** 次、「閉会中の継続審査及び継続調査事項について 各委員会の閉会中継続審 査及び継続調査申出書により議決する。」これは終わった後必ず委員長が言うもの。
- **小川理事** うちの会派の意見で、これ要らないのでは、という意見があった。相当前に団 会議やったので定かでないが、これやらなければいけないということか。
- 議会事務局次長 閉会中の継続審査と継続調査ということを議決しておかないと、例えば 閉会中に何か調査をしようとか陳情審査をしようとか、そういったことができなくなる。
- **富本理事** 例えば一括で、こういう取り決めで、例えば本会議場でみんなでそう決めたという形ではできないのかということを言いたいのか。
- 議会事務局次長 会期の中しか活動はできないという規定になっているので。
- **小川理事** 過去に多分、言わなくても成立した例は数件あると思う。固有名詞はその人の名誉のために言わないが、2名いた。1人はもう引退したが。では、それはそれでよかったということでいいのか。
- **議会事務局次長** そのときの事情が私もよくわからない。
- **富本理事** これは、たしか会期独立の原則とかもあるので、やらざるを得ないということ。 私も、例えば最終日の本会議とかでみんなでぼんとできればいいのかとも思うが、委員 会独立の原則もある。

では、これはそういう取り決めでやっているので。逆に言うと、この前までどうやっていたのかと思う。昭和62年に取り決めをする前はどうやっていたのか。やってなかったかもしれない。

きょうは1時間ぐらい経過したので、ほかの案件もあるので、ここまでにしておく。 きょう決めた中でも、これはある程度の時期にきちっと決めればいいことなので、ここ はもう1回再考してほしいとか、皆さんも今視察なども入って、団で集まっている機会 もないと思うので、一応この議論が始まったということで、改めてこれについては会派 内で、それぞれ長老の議員のいるところもあると思うので、いろいろな歴史的経緯も含 めてお伺いをいただきたい。きょうのところはとりあえずここまでとするので、よろし くお願いする。

小松理事 この網かけの部分はどういう意味か。アンダーラインのところは大体察しがつ

くが。

議事係主査 1つ目の委員会の部分については、一応慣例というか、今現在これでやっていることだが、取り決めをした記録がないというところ。慣例で処理してもよい。

富本理事 この網かけは、方法なんかも含めて、より確認をしたほうがいいというところ。 **議事係主査** はい。

《その他》

- (1) 2020年オリンピック・パラリンピック東京招致PR用ピンバッヂについて **富本理事** ではその他、オリンピックのバッジが来ている。事務局から説明願う。
- 議会事務局次長 東京都からピンバッジ、手元にお配りしている。それが1,000個事務局 に届いているので、何らかの会合とかで配りたいというような会派があれば、申し出て いただきたい。事務局のほうに申し出ていただければ用意する。

富本理事 事務局に1,000個来たのか。議会用ということで1,000個ということか。 議会事務局次長 はい。

富本理事 オリンピックについてはいろいろな意見があると思うので、希望制ということ でよろしいか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

では、1,000個あるので、よろしくお願いする。必要な会派は事務局まで申し出るようお願いする。

(2) 第4回定例会の特別委員会について

富本理事 次、定例会の特別委員会について、説明をお願いする。

議会事務局次長 第4回定例会だが、12月16日に都知事選ということで、実は区の6階の 第4会議室が今もう予約でいっぱいになっている。あそこが期日前投票の会場になる関 係で、まだ正式に何も決めてはいないが、多分第3、第4委員会室を使わせてほしいと いう依頼が来ると予測している。

ついては、常任委員会はそのまま第3・第4委員会室で行い、特別委員会については、理事者の数も少ないのと、1日1委員会であるので、第1、第2委員会室を使うという形で、第3・第4を少しあけたらいかがかと思い、第1、第2委員会室で特別委員会を開くことをご了承いただきたいと思っている。

富本理事 これは都知事選挙が入ったので、今のような事情でいたし方ない部分もあるのでご了解いただきたいが、よろしいか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

小川理事 12月16日なので、投票所とか公共機関というのはいつから使えなくなるのか。 11月30日ぐらいから。

富本理事 28とか30とか、その辺が多分スタートだと思う。 2 週間ちょっとだったと記憶 しているが、それは確認をお願いしたい。

議会事務局次長 では、選管のほうに確認する。

富本理事 それは各会派に配っていただきたい。

議会事務局次長 会派にお配りする、あと幹事長にポスティングするということで。

富本理事 急な話で、都知事選の日程の確認をお願いする。

では、今回は特別委員会に関しては、こういう事情なので、第4回定例会の特別委員会は第1、第2委員会室で行うので、ご了承いただきたい。

本日の議題としては以上だが、事務局のほうからほかにあるか。

議会事務局次長 私のほうから3点ほどある。

まず、政務調査費の書類の関係で、第1回の提出期限を10月12日としたが、まだ多数 出ていないという状況。

富本理事 何名提出されて何名出してないのか。

議会事務局次長 15名が提出されている。年度後半にまとめて提出すると、事務局もチェックする人手も限られているので、至急提出するよう、ご協力いただきたい。

あと、もう各会派の出入り口等に掲示してあるが、本庁舎が11月3日土曜日、停電になる。本庁舎内の全日停電なので、照明、エレベーター、コンセント等はすべて使用できなくなる。

ご注意いただきたいのが、会派の部屋に冷蔵庫がある場合は、庫内に入っているものは各会派で対応していただきたい。特に氷だが、電気が切れると融けてしまって流れ出して漏電の危険があるので、ぜひ氷については事前にお捨ていただきたい。

富本理事 停電の理由は。

議会事務局次長 電気設備点検。年1回は、毎年この時期にやっている。

富本理事 停電するので冷蔵庫は特に注意が必要。氷が融けるとびしょびしょになったり 漏電するので、よろしくお願いをする。

議会事務局次長 あと、職員の給与の勧告が出ていて、今交渉中。それに関連して、特別職報酬等審議会が11月1日開催される。これを受けて、その答申の内容を検討して、議員報酬等、期末手当等をどうするのか、また検討いただくことになるかと思う。その結果を第4回定例会に提案するのかどうかということになるので、お知らせする。

富本理事 報酬審から出た答申というか結果については、全議員にポスティングしているのか。特にはしてないか。では、理事会で配ったりしているのか。

結果が出るので、そうなると、今、次長が話したように、我々議員のものをどうするかということをまた議論をする。それともう1つ、職員のほうも、一応人勧では下げろということになるので、そうすると、組合の妥結状況とかそういうことになって、何回かそういう例があるが、いろいろ日程が追加で、まだ正式に4定の日程は決まってないが、イレギュラーなパターンが出るということはある。

議会事務局次長 職員のほうもまだ妥結をしてないので、いつとは言えないが、妥結し次 第、議運で諮って本会議上程という形になろうかと思うので、ちょっとイレギュラーな 日程になる可能性が高いといった状況である。

富本理事 1つ、期末手当に関しては11月30日までに決めないと、12月1日が基準日なので、いつもそういう形である。

それから、職員の場合は、一般職員と学校職員だと総財と文教に付託をするということで、これは毎回この例があるので、それも組合の妥結状況によって委員会をどうするか。通常の委員会のときにおさまるのかおさまらないのか、その辺がまだ微妙なので、今回の4定は、今後の理事会、議運等でも話が出ると思うが、イレギュラーな日程が予定されるので、その辺はご注意いただきたい。本会議が追加で入ってくるという可能性もあるので、その辺は各会派の議員に、第4回定例会中は日程を余り詰めないほうがいいということは、お伝えいただければと思うので、よろしくお願いする。

今3点報告があった。ほか何かあるか。よろしいか。——なければ、本日の議会運営 委員会理事会を閉会する。

(午前11時10分 閉会)